

【参考資料1】 文化芸術基本法による文化芸術の範囲

文化芸術基本法（平成29年6月改正）（第8条から第14条）において、国が文化芸術の振興のために施策を講じるの範囲を分野別に例示しています。※定義は限定されるものではない

対象	範囲
芸術	文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等の普及
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域文化	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）

【参考資料2】 スポーツ基本法等によるスポーツの範囲

スポーツ基本法（平成23年6月改正）の前文におけるスポーツの概念

- スポーツは、世界共通の人類の文化である。
- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

第3期スポーツ推進計画（令和4年3月制定）におけるスポーツの範囲

- 「スポーツ」には、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形で「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの（「Well-being」の考え方にもつながる）

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与する



地域社会
の再生



健康長寿社会
の実現



国民経済
の発展



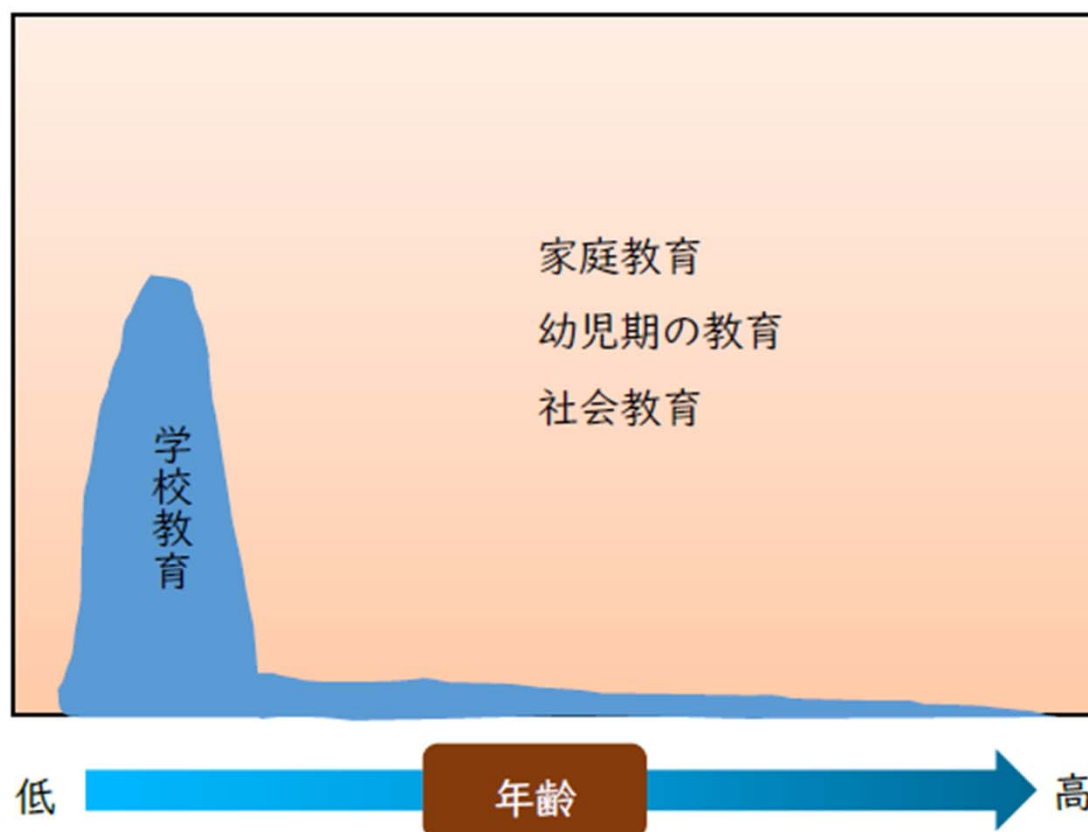
国際相互
理解の促進

など

【参考資料3】 松戸市学びのまつどモデルによる生涯学習の捉え方

(1) 生涯学習の捉え方

人の学びは胎内から始まり、老いても続いていくものです。また、人が生きていく上で、必然の行動といえます。一生涯にわたり、市民一人ひとりのライフステージに応じた学びがあるという広い視野から考えると、家庭教育、幼児期の教育、学校教育、社会教育といった、それぞれ場に応じた学びを構成していくことは、市教委が担うべき役割といえます。



【参考資料4】 松戸市文化財保存活用地域計画が対象とする文化財

- 「文化財保護法」では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分類し、我が国にとって歴史上または芸術上の価値が高いもの、生活の推移や生業についての理解に欠くことのできないものについて、指定、選定、登録、選択等により保護を図るものとしています。またこれに加えて文化財の保存技術と埋蔵文化財についても保護の対象としています。
- その上で本計画においては、「文化財保護法」に示される文化財の範疇に加え、人々の営みから生み出され、引き継がれてきた事物や事象のうち、歴史的・文化的な価値を有するものを文化財と定義づけることとします。さらに言えば、松戸市民が地域の歴史や文化を理解する上で不可欠なもの、また多くの人々や地域にとって大切なもの、将来にわたって守り伝えていくべきであると認識される事物や事象について、指定の有無にかかわらず、広く本計画の対象とします。

